

令和5年1月20日

介護サービス事業所・施設管理者様

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室

介護ケア推進課

※この事務連絡の照会については、
京都市介護認定給付事務センター（708-7711）へ連絡をお願いします。

「京都市における新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱い」 の適用期間について

平素は、本市介護保険事業の運営に、御支援、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについては、令和2年5月1日付け本職通知「京都市における新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（第2版）」により運用しているところですが、令和4年10月14日付けで厚生労働省老健局老人保健課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の有効期間の取扱いについて」（別紙1。以下、「国通知」という。）が発出され、臨時的な取扱いの適用対象となる被保険者が示されました。

これを受けて、当該臨時的な取扱いの適用対象について、本市においては、下記のとおり取り扱うことといたします。

なお、本通知に伴い、「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱い（第2版）に関するQ&A」を別添のとおり更新いたします。

記

＜臨時的な取扱いの適用対象＞

有効期間満了日が令和6年3月31日までの被保険者を対象とする。

※ 有効期間満了日が令和6年4月1日以降の被保険者の方で、更新申請書に臨時的取扱いの確認書が添付されていた場合は、通常の更新申請とみなします（訪問調査等が必要となります。）。

必ず有効期間満了日を確認のうえ、申請してください。